

原著論文

現代日本教育の基本的性格の原点に関する考察 —教育基本法の理念に焦点をあてて—

A Study on the Starting Point of Basic Nature regarding Modern Education in Japan —Focusing on the ideals of Fundamental Law of Education—

高橋 勇一
Yuichi Takahashi

Abstract

The aim of this paper is to explore the starting point of basic nature regarding modern education in Japan. Japanese education has been conducted based on Fundamental Law of Education. This law articulated the key principles of postwar education, including the goal to provide the full development of personality (Article 1). It was revised once in 2006, but the spirit of its philosophy has not changed since its establishment in 1947. At that time, the Education Reform Committee had played an important role. And it was proved that legendary speech of Scholar Nambara Shigeru, who was President of Tokyo Imperial University, had become an important starting point for postwar Japanese reconstruction and educational reform.

Key words : modern education, Fundamental Law of Education, full development of personality, Nambara Shigeru

I はじめに

現代は、不透明な時代といわれる一方で、新しい可能性が期待される時代でもある。特に2020年は、東京オリンピック・パラリンピックも開催される中で、日本社会全体において実にさまざまな問題を抱えながらも新しい希望もある。このことは、一般に大学界や教育界においても同様であるといえる。温故知新という諺もあるが、人生において迷った時は、初心と理想に立ち帰れということが言われる。本稿では、教育の現在及び未来を考える上で、現代における日本の教育の中でも、その基本的な性格にあたる教育基本法の理念に焦点をあてて、その源流及び原点を探究・考察することを試みた。

II 2040年に向けた高等教育の未来

中央教育審議会は、2018年11月26日に、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」¹⁾を取りまとめた。この答申の目的は、「我が国の高等教育がこれからどう変化していくのか」を明らかにすることと述べている。現代社会の特徴を表現する言葉として、「VUCA」という言葉がある。「Volatility

（激動）」「Uncertainty（不確実性）」「Complexity（複雑性）」「Ambiguity（不透明性）」のそれぞれの頭文字をとった用語である。今現在、このような予測不可能な時代にあって、賢く柔軟に逞しく生きる人材が必要とされる。

この答申の中では、「普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく」ことが必要であり、単に専攻分野の専門性だけではなく、「思考力、判断力、俯瞰力、表現力の基盤の上に、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材」が重要であるとされている。一言で表現すると、「AIには果たせない真に人が果たすべき役割を十分に考え、実行できる人材が必要となる」と指摘されている。

そこで、高等教育に対する期待として、「学修者本位の教育への転換」が要請される。すなわち、『何を教えたか』から、『何を学び、身に付けることができたのか』への転換に加え、「個々人の学修の達成状況がより可視化されること」が重要である。また、

「一つの機関での固定化された学びではなく、学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性を高める方策」が必要とされている。

また、大学をはじめとする高等教育と社会の関係に関しては、次の4点について言及されている。すなわち、「教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元」、「多様で卓越した『知』はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与」、「雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング」、そして、『個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会』に貢献することである。

Ⅲ 現代日本教育の基本的性格について

1. 学習指導要領の改訂

ところで、我が国の教育の基本的性格は、日本国憲法と教育基本法によって定められている²⁾。このことは、日本における教育の上で大前提となる。そして、学校段階ごとの目的や目標は、学校教育法によって、設けるべき教科や領域及びその授業時数の標準は、学校教育法施行規則によって示されている。しかし、これらの法令はその具体的な内容にまでは立ち入っていない。そこで、学習指導要領が文部科学大臣によって告示されることになる。ナショナル・カリキュラム・スタンダードである「学習指導要領」については、次のように説明されている。「学習指導要領等は、教育基本法に定められた教育の目標等の実現を図るため、学校教育法に基づき国が定める教育課程の基準であり、教育の目標や指導すべき内容等を示すものである。各学校においては、学習指導要領等に基づき、その記述のより具体的な意味などについて説明した教科等別の解説も踏まえつつ、地域の実情や子供の姿に即して教育課程が編成され、年間指導計画や授業ごとの学習指導案等が作成され、実施されている。」³⁾

この度、新しい学習指導要領の改訂は、小学校では2020年度～、中学校では2021年度～、高等学校では2023年度～全面実施となる。今回の改訂ポイントについて、小中学校では、次の3点が指摘されている。①知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を実現する。②各学校におけるカリキュラム・マネジメントを確立する。

③「言語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」などの教育内容の改善である。高等学校においても、ほぼ同様の改訂であるが、高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、「教科・科目構成の見直し」を図るという項目も含まれている。また、奈須によるまとめ方では、次の5点である²⁾。すなわち、「子どもの視点に立って教育課程を編む」、「資質・能力を基盤とした教育」、「知識基盤社会と社会に開かれた教育課程」、「各教科等の特質に応じた『見方・考え方』」、そして、「主体的・対話的で深い学びの実現」である。

以上のことから、新しい学習指導要領の改訂のポイントを踏まえ、その延長線上に、2040年に向けた高等教育の未来が提示されていることがわかる。その新学習指導要領の前文は、次の内容で始まる。

「教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。……（中略）……

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒（児童）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓ひらき、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するの、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。」^{4,5,6)}

このように、学習指導要領の改訂にかかわらず、教育基本法の理念・目的の重要性は一貫して強調されている。

2. 教育基本法及び憲法の本質

周知のとおり、教育基本法は、2006年に一度だけ改正されたわけだが、根本的な理念は、1947年制定時の旧教育基本法から引き継がれてきている。20世

紀後半から 21 世紀にかけて、国際化や情報化、科学技術の進歩、地球環境の保全、少子高齢化などの課題に対応するため、第 2 条で「教育の目標」の充実が図られたのに加え、「生涯学習の理念」、「大学」、「私立学校」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、

家庭及び地域住民等の相互の連携協力」などの条項が新たに設けられた。そこで、全面改正とはいわれるが、伝統的な精神及び原則は不変であると考えられる（表 1 参照）。

表 1. 改正前後の教育基本法の比較（抜粋）

改正後の教育基本法 (2006 年 12 月 22 日 法律第 120 号)	改正前の教育基本法 (1947 年 3 月 31 日 法律第 25 号)
<p>前文</p> <p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、<u>公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。</u></p> <p>ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p> <p>第一章 教育の目的及び理念</p> <p>(教育の目的)</p> <p>第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> <p>(教育の目標)</p> <p>第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 <u>幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</u></p> <p>二 <u>個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</u></p> <p>三 <u>正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>四 <u>生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>五 <u>伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>前文</p> <p>われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。</p> <p>われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。</p> <p>ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p> <p>第一条 (教育の目的)</p> <p>教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> <p>第二条 (教育の方針)</p> <p>教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、实际生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p> <p>(後略)</p>

改正前の教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）の「前文」は次のとおりである。

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」

そして、第 1 条の「教育の目的」は、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定されている。

改正の際、「教育基本法の施行について（通知）」（18 文科総第 170 号、平成 18 年 12 月 22 日）には、「全部を改訂」とあるが、新旧を比較してみればわかるように、戦後教育改革時の決意と高邁な精神が現行法でも流れているのは確かである。実際、「教育の目的及び目標について、旧法にも規定されている『人格の完成』等に加え、『公共の精神』や『伝統と文化の尊重』など、今日重要と考えられる事柄を新たに規定したこと」とある。しかし、「公共の精神」なくして、「平和的な国家及び社会の形成者」になるのは不可能である。『教育基本法の解説』には、「形成者というのは、単なる成員、構成者という消極的なものでなく、積極的に国家及び社会を形づくって行く者という意味」と説明されている⁷。

また、教育刷新委員会の会議録（第十二回総会）にも、「国家、社会のために」尽くすことの重要性を含むことが議論されている⁸。

そして、「伝統と文化の尊重」も、「個性豊かな文化の創造」という中に「伝統の尊重」などの内容が十分に含まれているという議論が、教育刷新委員会第一特別委員会の第十回（1946 年 11 月 15 日開催）会議録に明記されている⁹。

つまり、「公共の精神」も「伝統と文化の尊重」も、すでに旧教育基本法を制定する中で議論され、その意味も十分に含んでいた。また、豊かな人間性・創造性や未来志向性という内容も含有されていた。したがって、現代日本の教育の基本的性格を方向付けたのは、やはり、最初の教育基本法を含む戦後教育制度の骨格を形成した教育刷新委員会及び関係者たちの功績であり、この教育基本法が則ってきた日本国憲法の精神にあるといえる。

また、日本国憲法については、改正の議論こそあれ、制定以来、まだ一度も改正されていない。憲法は国の最高法規であって、国民主権、平和主義、そして基本的人権の尊重などの普遍的な原理を含んでいる。また、日本国憲法の特徴としては、第一条（天皇の地位と主権在民）と第九条（戦争の放棄）があげられるだろう。そして、教育基本法の前文にある「真理と平和を希求する」（旧教育基本法）・「真理と正義を希求」（新教育基本法）は、まさしく、第九条「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」という憲法の精神に他ならない。もう二度と戦争はしない、そして平和の実現に寄与するという決意の表明である。

3. 教育刷新委員会及び教育基本法の制定

ところで、教育刷新委員会は、戦後教育改革をリードした内閣総理大臣所轄の審議機関であり、教育に関する重要事項を調査審議することを目的として 1946 年 8 月に設置された。1949 年 6 月教育刷新審議会と改称し、1952 年 6 月まで存続した。アメリカ教育使節団に協力すべき日本側教育家の委員会が前身であり、後身は中央教育審議会であるといわれている。1946 年 9 月 7 日の教育刷新委員会第一回総会で、委員長には安倍能成（当時の文部大臣）、副委員長（1947 年 11 月以降の委員長）には南原繁（当時の東京帝国大学総長）が選出されたが、委員長欠席により、南原が代表して挨拶を行った。南原は、この教育刷新委員会を「全く新しい日本を作るための最も重要な中心の機関」と捉えた上で、「正にこの機関が中心になってイニシアティブを取って自立的に調査・審議をする」とし、「教育の面に於ける建直しは、有史以来の精神的悩み」であり、「世界の普遍的な基盤の上に立つことをまず第一に考え」、しかも「従来の良き伝統・道徳を通して、それを如何に綜

合して行くかという点に「重大なる使命」「今後の刷新」があるとビジョンを示している¹⁰。その後、第一回～五回総会まで議長を継続して務め、教育刷新の方向性の礎を築いたのは南原であった。戦後教育改革における南原の活躍ぶりは、山口の『資料で読み解く 南原繁と戦後教育改革』、加藤の『南原繁』、立花の『南原繁の言葉』など^{11, 12, 13}で知ることができる。

1946年9月13日の第二回総会では、南原が議長を務め、委員会で取り上げるべき課題が議論された。そこで、南原は、新しい時代の日本の教育理念が必要であり、教育根本法の問題を第一に取り上げることとを決定し、特別委員会を設置することを提案した¹⁴。9月20日の第三回総会では、教育の理念について、表現の形式としては、勅語によってではなく、教育根本法といった法律によって宣言されるべきであるという方向が決まった¹⁵。また、南原議長は、自分が幹事と相談した案として、教育根本理念検討のため、第一特別委員会の委員を、次のとおり指名した。()内は就任時官職等である¹⁶。

天野貞祐 (第一高等学校長)
 務台理作 (東京文理科大学長)
 森戸辰男 (衆議院議員)
 河井 道 (恵泉女子専門学校長)
 関口鯉吉 (東京天文台長)
 芦田 均 (衆議院議員)
 羽溪了諦 (龍谷大学長)
 島田孝一 (早稲田大学総長)

その後、11月15日の第十一回総会では、教育刷新委員会における諸議論の中で、南原の「教育刷新委員会は、大綱を議論すべきである」という主張が貫かれ、建議は大綱の形で決められていった¹⁷。第一特別委員会は、11月29日の第一三回総会に「教育基本法案要綱案」を「参考案」として提示した。この「参考案」は、前文「教育は、真理の開明と人格の完成とを期して行わなければならない」で始まり、11の条文から構成されるものであった。しかし、総会で採択したのは、それをより簡潔にした「教育の理念及び教育基本法に関すること」であった。結局、これが、12月27日に内閣総理大臣に報告された第一回建議の第一項目となった。

「(一) 教育の理念及び教育基本法に関すること

(昭和二十一年十一月二十九日 教育刷新委員会第十三回総会決議)

(昭和二十一年十二月二十七日 内閣総理大臣宛報告)

一 教育基本法を制定する必要があると認めたこと。
 二 教育理念は、おおよそ左記(原文は縦書き)のようなものとして、教育基本法の中に、教育の目的、教育の方針として、とりいれること。

(一) 教育の目的

教育は、人間性の開発をめざし、民主的平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳をたつとび、勤労と協和とを重んずる、心身共に健康な国民の育成を期するにあたること。

(二) 教育の方針

教育の目的は、あらゆる機会とあらゆる場とを通じて実現されなければならない。この目的を達成するためには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実との関連を考慮しつつ、自発的精神を涵養し、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展とに貢献するように努めなければならないこと。

三 教育基本法には、この法律の制定の由来、趣旨を明らかにするため、前文を附することとし、その内容はおおむね左(原文は縦書き)のようなものとする。

(一) 従来の教育が画一的で形式に流れた欠かんを明らかにすること。

(二) 新憲法の改正に伴う民主的文化国家の建設が教育の力にまつことをのべ、新教育の方向を示すこと。

(三) この法律と憲法及び他の教育法令との関係を明らかにすること。

(四) 教育刷新に対する国民の覚悟をのべること。

(後略) 18)

その後、文部省が閣議に提出した1947年1月30日の案では、第一条「人間性の開発」が「人格の完成」に変更された^{19, 20}。ここで、教育の目的が「人間性の開発」から「人格の完成」へと修正された理由について、『教育基本法の解説』では次のように説明されている²⁰。まず、「人間性」という言葉は、人間が動物と共有する野性的なものをも含むように考えられやすいが、「人格」という言葉は、人が人たる所以の特性だけが考えられる。次に、「開発」とい

う言葉は、人間の諸能力を伸ばす面から、自然の野性をそのまま伸ばすというように誤解される可能性があり、そこで、人間のあるべき姿を前提とし、それをめざして進まなければならないという意味で「人格の完成」とした。最後に、人格の完成ということは、個人の尊厳と価値との認識に基づくことを強調している。しかし、人格の完成は、単に個人のための完成にとどまることなく、国家及び社会を形成するよい人間となるように教育を行うべきであるという趣旨となっている。

この法案は、さらに文部省で検討され、教育刷新委員会第二回総会（1947年2月28日）に提示、承認された。さらに、閣議（3月1日）で討議され、若干の修正（第一条に「自主的精神に充ち」を加える）を経て枢密院で討議され、第九回帝国議会で審議に付された。それは、まず3月13日に衆議院に上程され、教育基本法委員会の審議を経て、17日に本会議で政府案通り可決された。さらに19日より貴族院の審議に付され、25日、貴族院本会議での経過報告に続き、若干の質疑の後、多数をもって政府案通り可決された。このようにして、教育基本法は、1947年3月31日付官報で公布され、その日から施行されることとなった²⁰。

4. 教育基本法の成立事情

：田中耕太郎と南原繁の大きな役割

ところで、1946～47年の「教育基本法の成立事情」について、原案執筆に関係したのは、田中二郎（元東大教授、元文部省参与）だとされる。彼の感覚からすると、教育基本法の制定については、田中耕太郎（第1次吉田内閣文部大臣）の意見が一番強く影響しているという²³。しかし、田中耕太郎と共に、南原繁の果たした役割も非常に大きかったのは確かである。教育改革者としての南原繁に関しては、大学教育史の権威でもある寺崎昌男（東大名誉教授）は、戦後教育と聞いて思い出す人物という中で最も高く評価している²⁴。また、教育理念に造詣の深い堀尾輝久（東大名誉教授）も、南原繁は教育基本法（特に理念・目的（前文、一条、二条）に関して）の生みの親の一人だと述べている²⁵。教育基本法研究の権威であった鈴木英一は、「教育基本法の立案を発意し、その制定を推進したのは、文部大臣田中耕太郎である」、教育刷新委員会の教育基本法審議につ

いて、「南原副委員長の指導的役割が特筆される」と明言している²⁶。

5. 戦後教育改革及び教育基本法精神の原点

：南原繁「新日本文化の創造」

このような戦後教育改革の流れの中でも、新しい教育の原点の一つとなった南原繁の重大な演述がある。1946年2月11日（紀元節）に安田講堂で語られた『新日本文化の創造』である。この中に、教育基本法のコアとなる精神的な理念が含まれ、戦後日本の教育改革の大きな方向性が示されていたことを確認することができる。

「現在わが国において何が根本的なものといって、新しい人間の教化——そのための真摯澁刺たる精神と文化運動の如きはないであろう。新日本文化の創造と道義国家日本の建設はこれによつてのみ可能である。……かような精神運動は究極において国民の全体、なかならず国民大衆に向けられなければならない。なぜならば、昭和維新の大業の成否は、一般民衆がこの事を自己の任務として意識し、それを決行し得るや否やにかけられているからである。しかし、選ばれた戦士としてその先頭に立つべきは青年学徒であると思う。けだし、真理を愛する熱情と純潔なる魂を有する学徒にとって、これにもまさって意義あり、ふさわしき使命はないからである。……

生か死か。永遠の屈辱か。それとも自由独立の回復か。われわれは現在その関頭に立っている。そして、そのいずれを選ぶかは諸君自身の自由の決定に委ねられているのである。ポツダム宣言はわが民族の殲滅を要求するものではない。やがて形づくられべき新世界秩序の中に甦生せられた平和民族として世界の文化と人道に寄与すべく、われわれにその道が残されてある。……

われわれは今日をもって記念し表徴せられるわが建国の神話と歴史に盛られた意味——われらの遠き祖先の懐抱した理想を思い、ことに身みずから衆に先じて昭和維新の精神的革命の範となり給うた皇室を戴き、古き伝統に新しき精神を接木して、わが民族の真の永遠性と世界における精神的使命を見出し、一致団結して新たな『国生み』——新日本の建設と新日本文化の創造に向つて、賢き決心をもつて邁進しようではないか。」²⁷

この演述は、翌日の朝日新聞等でも大きく取り上げられた。すなわち、東大の学生のみならず、全国の学生に対して、そしてすべての国民に対しての新たな希望のメッセージであったといえる。現代日本教育の基本的な性格を方向付けたこの「初心」の重要さは、強調しても強調しすぎることはない。

IV 最後に

私たちは、2030年ひいては2040年に向けて、教育の理想や持続的発展を展望する際に、我が国の教育の基本的性格の方向性を提示したともいえる、この「原点」を決して忘れてはなるまい。この「原点」を踏まえた上で、大学としては「真理の探究」を、教育の目的としては「人格の完成」をめざし、新たな学術・文化並びに教育の創造に励んでいくことが重要であると考えられる。

また、現教育基本法の第7条には、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と定められている。「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」。ここに、主体的・対話的で深い学びの応用といったことも含まれるのは確かであろう。

そして、「人格の完成」については、『教育基本法の解説』の中で既に論じられている²⁸⁾。さまざまな形で表現されるが、「人格の完成とは、個性の伸長、完成である」ということができる。「人格」とは、「人の人たるゆえんの特性」であり、「知情意の複雑な意識の統一体である」。そして、この自己意識の統一性は、「意志の面において自律性、自己決定性となってあらわれる」。「完成」とは、「あるべき姿、完全性ということを予想する概念」であり、「その基準となるべきものは、真、善、美の普遍的価値」ということになる。したがって、「人格の完成」とは、「人間の諸特性、諸能力をただ自然のままに伸ばすことではなく、普遍的な基準によって、そのあるべき姿にまで、成長させることとなる。また、「人格の完成」は、「調和的に行わなければならない」。「調和的発展」とは、「人間の諸能力を一方に偏することなく、又互に他を侵さしめることなく発展させること」である。

そして、「人格の完成」は、「真、善、美の価値に係る科学的能力、道徳的能力、芸術的能力などの発展完成である」と解説されている。これは、知・情・意のバランスがとれた心身の健康的な成長にも通じる。さらに、人格の完成は、単に個人のための完成にとどまらず、共同体（家族、社会、国家、世界、地球、宇宙など）の調和的発展に寄与すべきものとなる。

南原の言葉を借りれば、次のとおりである。

「およそいかなる立場と身分の者といえども、…高い徳性を具えた完全な人間となること——『個性の完成』は、いずれの時代にも変らぬ人間の本分でなければならない。われわれが教養を力説したのも、かような人間形成のためである。しかし、知性においてのいでなく、徳性においても自由の高貴な人間となることは、また大学における諸君の重要な使命である。」そして、「まことに個性の完成は、ひとりの人の自らよくし得るところではない。互に自由な理性的存在者として、自らに対する他人の作用があり、また自らが他に反作用することによって、初めて自他の完成を図ることができる。ここに学園、さらにもろもろの社会における一切の成員の全き一致——『共同体の完成』はまたわれわれの本分でなければならない。自由を共同の原動力とする多様な個性相互の間の愛と努力、これから生ずる全体の調和と合一、これにもまさって高く美しい理想はないであろう。」²⁹⁾

その時には、「個人の尊厳を重んじる」ことと同時に、真理を愛する学問的精神、不義ではなく正義を、戦争ではなく平和を愛する心情が重要である。Society5.0の時代、SDGsを目指す時代、人生百年時代など、20世紀とは異なる状況もあるが、普遍的かつ不変的な教育理念は実在する。不透明な時代だからこそ、現代日本教育の初心と理想を思い出し、人間としての可能性を開花させていきたいところである。その際、学力の三要素といわれる、「知識と技能」、「思考力・判断力・表現力」、そして「主体性・多様性・協働性」というコンセプトも大切となる。南原は、この三要素を十分に培った上で、「主体的・対話的・深い学び」を実現するとともに、「AIには果たせない真に人が果たすべき役割を十分に考え、実行」した模範的人物の一人と考えられる。

謝辞:本研究にあたり、南原繁研究会の山口周三氏、加藤節氏、樋野興夫氏には、大変お世話になった。同研究会の研究成果及び著作等も非常に参考にさせていただいた。また、筆者が東京大学教育学部時代に教授であった寺崎昌男氏、堀尾輝久氏の著作も改めて勉強させていただき、非常に深い内容がおおいに役立った。心より感謝申し上げる次第である。

【引用文献】

- 1) 中央教育審議会 (2018) 『2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)』(中教審第 211 号)
- 2) 奈須正裕 (2017) 『「資質・能力」と学びのメカニズム』東洋館出版社
- 3) 中央教育審議会 (2016) 『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)』(中教審第 197 号)
- 4) 文部科学省 (2017) 『小学校学習指導要領』(平成 29 年 3 月告示)
- 5) 文部科学省 (2017) 『中学校学習指導要領』(平成 29 年 3 月告示)
- 6) 文部科学省 (2018) 『高等学校学習指導要領』(平成 30 年 3 月告示)
- 7) 辻田力・田中二郎監修 教育法令研究会 (1947) 『教育基本法の解説』国立書院 (鈴木英一編 (1977) 『教育基本法制の制定』学陽書房 所収) p.161
- 8) 日本近代教育史料研究会 (代表 佐藤秀夫・寺崎昌男・橋口菊) 編 (1995) 『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第一巻』岩波書店, p.264
- 9) 日本近代教育史料研究会 (代表 佐藤秀夫・寺崎昌男・橋口菊) 編 (1995) 『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第六巻』岩波書店, p.143-144
- 10) 前掲『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第一巻』岩波書店, p.8-9
- 11) 山口周三 (2009) 『資料で読み解く 南原繁と戦後教育改革』東信堂
- 12) 加藤節 (1997) 『南原繁』岩波新書
- 13) 立花隆編 (2007) 『南原繁の言葉』東京大学出版会
- 14) 前掲『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第一巻』 p.32
- 15) 同前 p.43-64
- 16) 日本近代教育史料研究会 (代表 佐藤秀夫・寺崎昌男・橋口菊) 編 (1998) 『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第十三巻』岩波書店, p.29-31
- 17) 前掲『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第一巻』 p.251
- 18) 前掲『教育刷新委員会 教育刷新審議会 会議録 第十三巻』 p.55-56
- 19) 山住正己・堀尾輝久 (1976) 『教育理念』東京大学出版会, p.306
- 20) 鈴木英一・平原春好編 (1998) 『資料 教育基本法 50 年史』勁草書房, p.375-378
- 21) 前掲『教育基本法の解説』 p.160
- 22) 前掲『教育理念』 p.306-307
- 23) 田中二郎「教育基本法の成立事情」(鈴木英一編 (1977) 『教育基本法制の制定』学陽書房 p.268-269)
- 24) 寺崎昌男「戦後教育改革と南原繁先生」(南原繁研究会編 (2009) 『真理の力——南原繁と戦後教育改革』to be 出版 p.11)
- 25) 堀尾輝久「南原繁と戦後教育六〇年」(南原繁研究会編 (2006) 『初心を忘れたか——南原繁と戦後 60 年』to be 出版 所収) p.24
- 26) 前掲『資料 教育基本法 50 年史』勁草書房, p.31-35
- 27) 南原繁 (1973) 『南原繁著作集 第七巻』岩波書店, p.30-33
- 28) 前掲『教育基本法の解説』 p.160
- 29) 前掲『南原繁著作集 第七巻』 p.67